

岸和田市NPO法人に対する物価高騰等対策助成金交付要綱

(目的)

第1条 岸和田市NPO法人に対する物価高騰等対策助成金交付要綱（以下「要綱」という。）は、コロナ禍における物価高騰等の影響を受けている中、負担が増大しているNPO法人に対し、岸和田市NPO法人に対する物価高騰等対策助成金（以下「助成金」という。）を交付し、当該法人が安定して活動できる体制の維持を図り、不特定多数の利益に寄与することを目的とする。

(適用除外)

第2条 助成金の交付手続については、岸和田市補助金等交付規則（平成11年規則第43号）第20条の規定により規則の適用を除外するものとする。

(定義)

第3条 この要綱において、「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。

(助成対象団体)

第4条 助成金の対象となる団体は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和4年12月1日現在において、その団体の主たる事業所及び従たる事業所が岸和田市内にあるNPO法人であること。
- (2) 申請日において、法第29条に定める事業報告書等をすべて提出していること。
- (3) 令和4年度において、申請日までに当該法人の定款に規定する特定非営利活動に係る事業を実施しており、かつ申請日以降も継続して実施する意思があること。
- (4) 岸和田市又は他の市区町村が実施する同様の物価高騰及びエネルギー価格高騰に係る助成金の交付対象でないこと。
- (5) 令和4年12月1日現在において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定若しくは同法第51条の19第1項に規定する指定一般相談支援事業者の指定を大阪府知事から受けていない団体又は同法第51条の20第1項に規定する指定特定相談支援事業者の指定を岸和田市から受けていない団体
- (6) 令和4年12月1日現在において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項の規定により指定障害児通所支援事業者の指定（同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援又は同条第4項に規定する放課後等デイサービスに係るものに限る。）を大阪府知事から受けていない団体又は同法第24条の28第1項の規定により指定障害児相談支援事業者の指定を岸和田市から受けていない団体
- (7) 令和4年12月1日現在において、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づ

く、大阪府又は岸和田市の指定等を受けていない団体

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、次の各号に掲げる額の合算額とする。

(1) 物価高騰分 一律2万円

(2) エネルギー価格高騰分 法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業を実施した際に発生した1月間の電気代、ガス代及び燃料代の合計が別表の左欄に掲げる額に該当するときは、同表の右欄に定める額

(申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする団体は、岸和田市NPO法人に対する物価高騰等対策助成金交付申請書兼請求書(様式第1号)(以下「申請書兼請求書」という。)を令和5年2月28日までに市長に提出しなければならない。

2 助成金の申請は、1団体につき1回限りとする。

(助成金の交付の決定等)

第7条 市長は、申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めるときは、岸和田市NPO法人に対する物価高騰等対策助成金交付決定通知書(様式第2号)により、交付しないことと決定したときは、岸和田市NPO法人に対する物価高騰等対策助成金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、速やかに当該申請者に対し、助成金を交付するものとする。

(交付の決定の取消し)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(2) 助成金の交付の条件その他関係法令に違反したとき。

2 市長は、交付の決定を取り消すときは、岸和田市NPO法人に対する物価高騰等対策助成金取消通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、岸和田市NPO法人に対する物価高騰等対策助成金返還通知書(様式第5号)により申請者に期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月27日から施行する。

別表（第5条関係）

令和4年4月から令和4年7月の間 のいずれか1月間に掛かった電気 代、ガス代、燃料代の合計金額	助 成 金 額
10,000～29,999 円	10,000 円
30,000～49,999 円	30,000 円
50,000 円以上	50,000 円